ちろんここでも、はじめのころは護憲運動がひとつの地下水となって地域をつらぬいてもりあがりをみせはじめていたが、 がて政局の変転にともない、「憲政」のあり方を争点として、あらためて刷新派と政友派が鋭くあい対立していくという情勢 と院外の大衆の圧力により、二月十一日総辞職するまでの経過のなかで、 このように、横浜を中心とする護憲の動きは、桂内閣が、組閣への時点から帝国議会内で政友会・国民党の非幹部派の攻撃 他の地域と事情を異にし独自の姿をとっていた。 Þ B

「立憲主義」と県民の関心

を形づくっていたのである。

県のように、 で、国民党の問題であるが、千葉県のように「動搖の憂なし」(『時事新報』大正二年一月二十五日付)という所から埼玉、 運動に奔走し、茨城県、 らべてみても、 とその周辺 『横浜貿易新報』 分裂の地殻変動をもたらす地域もあらわれていたが、 対照的である。東京府下では多摩政友会の長老であり同党の重鎮村野常右衛門や国民党の古島一雄が民党糾合 県下の護憲運動は政友会と国民党を糾合し、県民の立憲政への関心をかきたてながら一致して閥族を追い つめていく世論をつくりだす経過をたどってはいなかった。との点、 埼玉県でも民党の統一行動によって閥族と対決する傾向にあり、千葉県でも同様であった。そのなか 神奈川県下のように国民党の地盤が根こそぎ失われていっ 東京府をはじめ関東近県の動きとく 茨城両

だしていたかをみておきたい。 それだけに、県民の「憲政」 観をつくりあげるうえで大きな役割をになっている『横浜貿易新報』がどのような見解を打ち

たケースは珍しい。

ح

の提言は、

奇しくもとの直後、桂の新党計画の発表もあってその筋書きめいた感もあるが、

するに至らしむるを以て、

加することがあきらかになり、

は蓋し憲法あって以来末だ嘗てあるまい」とその自信のほどをのべ、

同紙が、

「憲政」

の実現のために奔走していく宣言にもなっていた。

県下の刷新派が同調を示していく気配のなかで、

れだけに、 を非難し、 当初、 面にあらわれるのが、 (『横浜貿易新報』大正二年一月七日付)。 『横浜貿易新報』 護憲運動に拍手を送っていた。 政局とか運動の条件が変われば微妙に変化していくきざしをはじめからかかえこんでいたとみてよい。 同紙 は、 (大正二年一月十六日付) 大正政変と護憲運動をめぐって、 護憲運動を擁護する旗をかかげながら、 が、その主張のかげで、 の 「閥族打破案」 陸軍と官僚派が 政友会をのぞいて秩序ある運動を進めることを要望して の主張である。 政友会と一線を画そうとするとの論調は、 「武断政治」 の復活をはかろうとしている点 その兆候が そ

紙

共通するものであると推測し、 ないという。 ることがあまりにも遅いことと、 蜂起すらみられるのはそれだけの理由があるとのべる。 えすのみでとくとくとし、具体的にその要求を提示しないでいることに強い不満を表明し、 との論説のなかで、 つまり、 この機会に「桂公を促がして、 とうした立場は、 同紙は、 最も事理に適ひ、 運動が元老会議排斥を楯にとって桂内閣を排撃するのは児戲に等しいと難じ、 犬養毅をのぞく国民党の諸幹部や政友会の幹部たちが護憲運動に腰をあげようとしない態度と まず「閥族の専横」には誰でも憤慨せざるをえないし、「閥族打破の叫び」が各地にみなぎり、 首都における政友会、 公が閥族の門を出て、 且つ甚だ策の得たるものと念ふ」と。 国民党の一部をはじめ十数団体の連合せる運動が、 けれども、 真に政党の人と成り、 との指摘はまえおきであって、 以て国民と共に立憲的に政治に関与 だから、 同紙は、 護憲の連合運動に賛同 政府攻撃をくりか 憲政擁護に目 と
ら
提
案
し
て エ覚め

801

議会内で護憲運動の先頭に立っている政友会を批判する

コラム欄で「今日程政党の天下に

張な

画に参

そして同紙は、二月にはいり島田らが桂の新党計

護憲運動と一

線を画しながら、

制

ほど挑戦的な態度をとりはじめていった (『横浜貿易新報』大正二年二月五日付)。

『実業之横浜』誌とも共通している。 を声たかだかに叫び、 このような『横浜貿易新報』の主張は、 政党政治の実現を目指し、ひとつの世論を形づくりつつ あった。政党政治をめざすこの見解は、 同誌はすでに民衆の幸福を中心に考える「国民本位政策」をとなえ、「商工党」の組織化 明治三十年代の後半から横浜の商工業界をはじめ県下の実業界に影響をもっている

護憲」をめ あるいは「立憲主義」にたいする関心をもつ県民の具体的な的にもなっていたのである。 との間、 県民のなかには、政友会・国民党をまきこんだ閥族打破の運動に共感を寄せる動きもひとつの流れ

をなしていた。その傾向は、すでにふれたような戸塚の鎌倉倶楽部での鎌倉郡民大会に象徴的にあらわれて

いる。

ぐる社会風潮

に横浜曙会が復活をみることになった。そして、一月十二日の第二回茶話会には東京から堺利彦、 町四ノ五七の自宅で茶話会を開き、 息を吹きかえしていた。そのようすをたどってみると、西園寺内閣倒壊の直後、 毎月一回会合をもつことを約束していた。このメンバーのうち、 西園寺内閣が総辞職をよぎなくされ、 田中佐市、 増師反対の世論が護憲運動に転化していく過程で横浜に在住する社会主義者も 金子新太郎、 杉山正三、大和田忠太郎、 田中、金子、杉山は出獄してきたばかりであるが、 高畑巳三郎は吉田只次と相談して、 村越喜太郎、 大杉栄、 小池潔が集まって、 荒畑寒村も参加し 市内蓬来 ح ح 以

者が気脈をつうじて動きをとりはじめた事情は、間接的ではあれ、 らな関係はなかったとみたほうがよさそうである。 これらの社会主義者が護憲運動をどうみてどのように評価していたかは、 しかし、 憲政擁護会への関心が地域からたかまりつつある時期に社会主義 社会の変化のきざしを告げるものであった。 あきらかではない。 いや、 直接にかかわりあうよ

ていた

(『横浜市史』第五巻上)。

とらしたなかで、 いままでのべてきたような大正政変・護憲運動への関心の寄せ方とは異なる政治感覚もまた、 地域を流れ

ていた。

沢は、 新党計画の発表でまたまた各党が混乱していることにふれながらこうのべていた その声を代表するものとして高座郡相原村 一九一三 (大正二) 年一月二十三日の日記で二十一日、 (現在 相模原市) 帝国議会が、 の村長相沢菊太郎の政変の受けとめ方をとりあげてみ 十五日間停会の詔勅で混乱に (『相沢日記』大正編) お ち 5 ŋ た 桂首! 相 相 0

唱へ其行い何ぞや、 「昨暮内閣大臣の総辞職あり、今内大臣より総理となれる桂氏の立場とそ実に思遣らる、 抑々新帝陛下に仕へる奉公の節ありや」 爰に当って余は思う、 日 本の上官連は口に美明

余は小臣なりとも之輩と意見を異にす、 汚れるものは人外とし、 身の本分を守り、 改善を呼吹し、 君恩を忘れざらんことを期す」

しかも続けて、

相沢はつぎのようにしたためている。

その行動は勅命に反抗するまさに不逞なものと相沢の眼には映あるいは桂内閣に協力しようとはせずに護憲運動に加担していあるいは桂内閣に協力しようとはせずに護憲運動に加担していある。しかし相沢が、こうしたとらえかたをするのは、心の底を強烈な天皇崇拝の精神がうごめいていたからである。政党指に強烈な天皇崇拝の精神がうごめいていたからである。政党指の行動は勅命に反抗するまさに不逞なものと相沢の眼には映

803

東京における民衆の議会包囲と騒擾、 とえば『横浜貿易新報』(大正二年二月十三日付)には、「紀元節と秦野」と題する短かい文章がのっているが、 の地主や有力者たちの一般的な態度であったとみてよい。しかも、 こうした相沢の判断や考え方は、もちろん、相沢個人にとどまるものではなく、村の指導者で名誉職などについている地 足柄上郡秦野町 さらに相沢は、そもそも彼らは新天皇に仕える「奉公の節」があるのかと、なじるように日記に書きそえていた。 新聞講読の数もかぎられ、 (現在 秦野市)の周辺では、二月十一日の紀元節の行事は明治天皇の死によって謹慎してとりやめ、 生活のゆとりもない農村部をおおっていた(『相模原市史』第四巻)。たださすがに、二月十日 それに桂内閣の総辞職をめぐる噂さは、 とのような大正政変や護憲運動にたいする政治感覚は、 県下のすみずみまでひろがっていたらしい。 との記事による 生 0

ミ辺の軽業興業の十日の千秋楽もまことにさみしいし、「只、賑へるは東都の擾乱談」 であるとのことである。

あちこちにたちとめていた。

須賀間の国道外十五県道改修費および多摩川、 の慣行からすこしづつ旋回していることを意味している。 で深刻度を増している生活問題を共通項にすえて、足元から政治や行政のありかたを問題にしていく気配がみえはじめた。 このような空気は、これまで長い間、 まず目にとまったのは、横浜を中心とする市部と郡部の確執である。たとえば横浜の監獄改築費の負担割問題、 もふくめて横浜を中心とする都市部と郡部ではかなりの落差がみらけられるが、それでも、 大正政変と護憲運動をつうじて、県民の「憲政」とか「立憲主義」にたいする関心とかイメージは、 県の政界や地域の政治の場を色濃く流れていた地域利害の問題を中心とする政治運用 相模川、 酒匂川の三つの河川の治水費の負担問題をめぐる県会での市部と郡部 たしかにこの十数年来、 日清戦争後の県政をはじめ地方政治のなか 一方では県下全域 横浜 無関心層

の衡突は、

ときには議場が大混乱におちいるほどの激しいものであった。

との一例は、

市部が監獄費を郡部の二倍負担するか

とのような雰囲

5

横須賀市の場合は六十六ぎも減額するという「酷遇」

負担軽減をはかろうとしてひきおこされた衡突で、 わりに郡 部 は県道 の修繕費、 河川 の治水費を独自で負担するという約束をめぐって、 その険悪な状態の根は、 地域セクショ 両者がいろいろ名目をつけてそれぞれの ナリズムからでていたのである。

浜 環を断ち切ろうとして、 れ影響力をもつ人間の間で処理されていたのであり、 いの重鎮、 しかも 県政をめぐる市部と郡部の地域的な反目は政策争点が積み重なるにしたがい、 地方政治の場では、 大谷嘉兵衛が、 対立の緩和への努力がなされ、 村野常右衛門、 政治間の対立が地域内の勢力地図のぬりかえをはかりながら、 島田三郎らの力を借りて折衡を試みたように したがって地域間 「妥協」気分がだんだんあらわれてきたといわ の対立は跡をたっていたわけではない ふかまっていく傾向にあっ (『大谷嘉兵衛翁伝』)、 地域間のいがみ合いを巻き込み れる が、 た。 県政界にそれぞ その こうした悪循 陰には横

ていたし、 政治上の混乱をひきおこす度合いが強くなってい のあおりを受けて、 九一二(明治四十五) いっそう拍車がくわえられてい 年一月、 その後を継いだ大島久満次は政友会系のいわゆる た。 た。 との事情は、 当時の県知事周布公平は、 桂太郎と西園寺公望とが交互に政権を担当する 元老山県有朋の直系であったとみら 「政党知事」であった。 彚

ら政策決定をめぐって多角的になり、 範囲 もつ協和派 B しかも、 あっ P は 9 て たとえば国道修繕費をめぐっては、 生活環境整備、 衆議院議員選挙をはじめ県会議員選挙、 (地主派) 横浜市においては政友会色の強い三橋信方市長のもとですでに市の有力者が組織していた公和会の統率力 と刷新派 教育施設等々 (商人派) 『横浜貿易新報』を追っていくと、 の問題から、 とのゆるい妥協がおこなわれていた模様である 政友会派の根強い地域の関係道路の査定は大目にみるのにたいして、 港湾改良・京浜運河の開さく、 市会議員選挙も、 以前のような激烈な競争もなく、 むしろ、 政党政派間 水道施設、 (『横浜市史』第四巻下)。 交通整備等々、 の争いは熾烈をきわめて 政友会と密接な関係 産業化にともな しかし、 刷新派 行 5 の 影 0 政

(『横浜貿易新報

の決定をくだす問題も表面化してきていたのである

おとしていった。

それぞれの予算編成等々にかんして、 明治四十年十二月五日付)。との件は極端なケースの一つであるが、政党政派間の、 新聞紙上をしばしばにぎわしている事実がものがたるように、 紛議をかもしだしていた。そして、あげくのはては、 郡市、 町村単位で政友会派と刷新派の対抗は、 鍔迫り合いが政争点をめぐって激しくなる。ぱぜ しばしば町村政の紊乱問題をひき

郡長の町村長宛通達(高収第五三七二号)にみえるように、 青年たちが「政治運動ニ干与」し たり、「町村政ニ容喙」する新し せる行動はついに日の目をみることはできなかったのである。 このような政治経緯をたどってきたからこそ、「憲政」 の実現を目標にかかげながらも、 けれども、 護憲の波をかいくぐるなかで、 護憲運動で政友会派と刷新派 との年の秋、 高座 の統

政の常道」地域から「 県民が、それぞれ自分たちの立っている生活の場から、 らはつぶやきにも似た不平から、 地方政治の改革への立ち上がりにいたるまでさまざまな動き方をとってい 市町村の政治にたいし目をくばりはじめるとき、 彼

い気配が芽ばえていた(資料編11近代・現代(1)二三五)。

く

観しているありさまで、字町の長者町あたりからなんとか改革しなければならない、そのために郡長に一考をわずらわせたい 独断によって等級を決め割りあててきたからである。との点については、 下地になっていく。そもそも、 町民の町税増徴にたいする底ぶかい不満の色を読みとることができるし、この種の不満がやがて従来の町政をぬりかえていく 「大磯町税苦情 道路橋梁費など、要するに公課のような類の徴収がかさみ、その賦課方法が町内八つの字町の委員、 ―町会決議の五割増徴」を報じた『横浜貿易新報』(大正二年一月十九日付)をみても、 この問題の根は、この町で国家法にもとづく町税徴収のほかに、 監督官庁も注意しないし、 神社費、 町の地方改良会なども傍 そこに中郡大磯町の 掃除費、 総代が無責任な 自身番費

ず「市

雄 Ļ とうした紛糾にもなりかねない住民の不満の傾向は、 さまざまな形でくすぶっていたことはまちが 横浜製糖副支配人、 政友会がこの内閣の与党になる道を選び、 明治製糖川崎工場長の風間礼助らをふくめて二十四名が政友倶楽部を結成し、 そのため、 V な S なにも大磯町に限られていたわけではなく、 これに反発して尾崎行雄をはじめ、 なかでも、 横浜市の場合、 桂内閣の後に山本権兵衛が政権 京浜電力常務取締役の笠原忠 それぞれの市町村 野党色を強めていくな を担当 ?の内部

|がもちあがっていたという。

か

刷新派はその立場を有利にし、

政治抗争にのりだしていた。

区制を採択し、 選挙区改正案が市会に提出された。 例 《の改正をめぐってくりひろげられていった。 2川等などが横浜市に編入した結果、 進をみせる刷新派が、 の権利は中流以下」にとられ、「上流は困難」するであろうとみる原敬内相の指示で不許可命令をだした。 十月二十八日に荒川 県知事に認可申請をおこなったのである。 大正政変後にとりくんだ運動は、 市長が辞表まで提出してこの案をつぶそうとしたなかで、二十七対十七の圧倒的多数で大選挙 この理事者側の提案は否決され 市会選挙の選挙区の改正が必要になり、 横浜市会では、一九一一(明治四十四) ととろが、 自治権擁護にかんしてであり、 たが、 大島県知事は、 刷新派はこの機会に全市一区の大選挙区制を実現 そのためにこの年の九月、 大選挙区制案が成立すればい 年四月に、 具体的には主として市 保土ヶ谷、 市の理事者側 子安、 つか の選挙区条 屛風 かなら ヶ浦 から

を提出 年暮れの県会でもとりあげられ刷新派は知事の責任を追求し、 治 ح い破壊」 知事のとっ し知事と対決した。 であると抗議を提出した。 た措置に、 そのために、 二十七名の刷新派ならびに協和会に属する市会議 とうぜんのことながら、 政友派の退場により定足数を欠き、 会議をしばしば流会に追い込みながら最終日には知事不信 市会は定数を欠き開催が不可能となった。 予算の審議は末了のままという異例的なか 員は、 「市会決議の故なく蹂躙せら また、 との れ 問題 たる 任 は は

で県会は幕を閉じることとなった(斉藤秀夫「大正政変と県下の動き」『郷土よとはま』一三号)。

三十余名が出席して開かれた新聞雑誌記者大会で、 自治の擁護をつうじて「立憲主義」を実現していく必要性への関心もたかまってきた。このことは、十二月六日、 憲主義」 「自治の破壊」という知事のとった「非立憲」的行為に的をしぼっていた。 横浜市会から県会までゆさぶりをかけた横浜市の大選挙区制不許可問題で、 が政治を測る物差しにすえられるようになってきていることをものがたっている。そればかりか、 大島知事のとった横浜市の自治権蹂躙、 刷新派のとったとの態度は、ようやく「憲政」「立 刷新派が重視し攻撃のために掲げた大義名分は 県道問題その他をめぐる数々の行 社会のなかからも 横浜港館

もなう憲政にたいする社会的関心のふかまりのなかにとらえることができる。 い側面にほかならない。そして、この変化の徴候は、 このような動きが現われた事実は、 大正政変と護憲運動がどらいら形であれ、 地域において立憲制を保障していこうとする政治気流の増幅とこれにと 地域に影響をおよぼした後の社会状態の新し からもらかがらことができよう。

まさしく「非立憲」的であり、

その「非立憲的行動は県治市政を紊乱するものと認む」と満場一致で決議していた事情

三 都市商業工業者と廃税運動

廃税問題の前提 横浜市というひとつの地域で、 れることによって足元から「立憲主義」を築きあげていく方向が生みだされていた。 政治抗争という形をとってはいるものの、 自治権が、 とらした気配は、 政治の争点にすえら さ

まざまな民衆が、また自分たちの生活の場から問題を投げかけていくきっかけにもなっていく。とりわけ、

日露戦争後の慢性

808

的不況が切れ目なく続き、 中産階層以下の県民の生活が一般に落ち込んできているところへもってきて、 一九一三 (天正二)

さらに翌年にはいってからは、「不景気の底」に陥っていった。

年下半期からは小恐慌の状態となり、

組合代表は酒税納期繰下げ決議をおこない、 (大正三) 年二月四日、 このような経済事情を反映し、 とうして、 県下においても廃税要求を中心とする運動がふたたび頭をもたげつつあった。 横浜商業会議所の音頭とりで市内の各種商工業組合の代表が参集して開かれた会合においてである。 横浜市の大選挙区制問題が県会でどうどうたる論争の的になっていたころ、 さらに、 絹物・加工・染色の三組合の織物消費税についての減免運動をふたたび その幕開けは、 まず神奈川酒造 九 几

営業税法等々の廃止にかんする運動は、

もちろん過去にも、

経験がある。

ひとまずその経過についてのべておきたい。

にどのような修正をくわえようとも完璧を望むことはできないというのが、 倒な手続きを必要とし徴税費はかさむばかりで、賦課の軽重もはなはだしく公平を期することができない。そのため、営業税法 がすこぶる困難で、営業者の申告と収税吏の推定とが一致しないのがあたりまえのこととなっていた。 に営業税の廃止を建議し、 方法が簡易かつ公平性を欠いた「不良ノ税法」であるという点にもっぱらかかっていた。とりわけ、 会議所月報』 まず、営業税法そのものについてこれを問題にとりあげた最初の試みは、 請負金額' (第一五号) 建物の賃貸価格などを標準にしていたので、個人営業の場合には、 によると、このときには、 貴族院および衆議院に請願していた。 横浜商業会議所は、 その理由は、 東京商業会議所をはじめ各地の商業会議所と同じよう 一八九七(明治三十) 廃止の根拠になっていた(『横浜市史』第四巻下)。 との法律が税法として課税標準が不明確で徴収 その実際の額を割り出し税額を決定するの 年の暮れである。 課税にかんしては、 そのため、査定に種々面 『横浜商業 売上

商工業の発達をはかることができないという計算によっており、政府に他の適当な財源を求めるよう要望してもいた。このこ

各地の商業会議所が推進力となってとぞって営業税法に反対したのは、

横浜商業会議所はもちろんのこと、

案を支持する請願をおこなうとともに、 翌一八九八(明治三十一)年、 政府の地租増徴法案にたいして、 東京・京都・大阪の実業家とともに、 横浜商業会議所は、 横浜の大谷嘉兵衛、 東京商業会議所と同じようにこの法 渡辺福三郎らも参加して、

地租増徴期成同盟会を結成して活発な行動をとっていた経緯からもうかがうことができよう。

生糸商にたいする金銭貸付業としての課税を中止する訓令をだしたほどである(江口圭一著『都市小ブルジョア運動史の研究』) 蚕糸貿易商組合は、 務署が、 しかもこの間、 生糸商は仲貿業と金銭貸付業とを兼ねているとみなして二重に課税しようしたことに端を発していた。 もし敗訴のさいには荷為替付蚕糸委託販売を中止することを決議した。そのために、この事態を重視した当局は、 県下でもっとも大きな紛糾を呼び起としたのが横浜生糸商にたいする課税問題である。 低利で借り受けた資金を地方製糸家に融通することを金銭貸付業とみなす税務署の措置にたいし行政訴訟 との事件は、 そとで、 横浜税

廓なさい 裾野の広い零細企業家、 四年はじめ、 営業税をはじめ諸税は、 零細商人などの肩につねに重くかかってきていたのである。 山本内閣下の海軍の汚職、 すなわちシーメンス事件の発覚により「薩閥打破、 だからとそ、 「不景気の底」 に陥っ た

をめざす運動が高まるなかで、商工業者の財産権、

人権を蹂躙するものであると意識されはじめてきていた。

は

営業税の範囲

「のみにとどまらない。そこには、

国税、

地方税などの負担の増大とあいまって、

上層の商工業者だけでなく

過去の営業税法をめぐる商工業者からの不満、

抵抗の経過をふりかえってみても、

その動きが示すように、

通行税」 困窮」 会であった。一月一日、 営業税をはじめ織物消費税、 を打破し、 の全廃を期すことを決議して、 「民衆の利福」 憲政擁護会が悪税廃止第一回有志大会を開き「憲政の美果」をあげるために、 通行税を「悪税」として民間でまずとりあげたのは、 の増進と 以来運動は各地にひろがっていった。 「財政整理の実」 をおさめることを狙いとする宣言を発し、「営業税、 前年護憲運動の推進力となった憲政 「官僚的財政経済策 猴護

営業税の問題